

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

(5万円/1世帯) について

【支給となる世帯】

①世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※世帯員の全員が、住民税が課税されている者に扶養されている場合は対象外となります。

②令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

③DV等避難中の非課税世帯、家計急変世帯

①の対象となる世帯につきましては、12月上旬に送付予定です。

詳細は町ホームページや町広報誌（12月号）などでお知らせいたします。

お問合せ先

与那原町福祉課

TEL 098-894-4888